



村民憲章

- ◆心と体をきたえ、健康をほかれるまちにします。
- ◆個性とうるおいにみちた、文化のまちにします。
- ◆力をあわせいきいきと働き、活力にみちたまちにします。
- ◆水とみどりを守り、くらしと自然の調和するまちにします。
- ◆ささえあう心を育て、あたたかくふれあうまちにします。

お知らせ版

村制施行120周年

平成21年

たきざわ

4月15日号
No.749

●編集・発行 滝沢村

広報情報課 〒020-0192 岩手県岩手郡滝沢村鶴岡字中鶴岡55番地 ☎019-684-2111 FAX019-684-1517
○インターネットホームページ(パソコン・携帯電話兼用) URL <http://www.vill.takizawa.iwate.jp/>

お気軽トーク

お気軽トーク

本年度も「村長とのお気軽トーク(座談会)」を実施します。

柳村長が皆さんのもとにおじゃましますので、村を明るく元気なまちにするための取り組みや夢を、共に語り合いませんか。皆さんの声(意見や要望)をお聞きし、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。会場は皆さんに決めていただきますが、希望があれば村長室も開放します。普段、村に対して意見や要望する機会が少ない皆さんも気軽に申し込みください。

皆さんの声をお聞かせください

●対象者

①PTAや老人クラブ、スポーツ団体、文化団体、NPO、サークル、茶飲みグループ、職場団体など、村内を活動の場とするおおむね五人以上の団体がグループ。

②参加人数は、全員から発言をいただくため五人から二十人程度でお願いします。

●村出席者

村長と担当者など

●開催月

五月、七月、八月、十月、十一月、一月、二月

※土・日・祝日は除かせていただきます。

●開催日・開催場所

申し込み団体と協議し決定します。

●開催時間 一時間半程度

●対話内容

申し込み団体に対話内容(村を明るく元気にするためのテーマや内容など)を決めていただきます。

※なお個人的な相談や他人の誹謗・中傷などは対象外にさせていただきます。

●申し込み方法

希望団体は、申込書に必要事項(団体・グループ名、会員数、

代表者の住所・氏名・連絡先、主な活動内容、対話テーマ、参加予定人数、対話希望日時・場所)を記入し、開催月の前月末日までに広報情報課に申し込みください。

※申込書は役場総合案内や東部・北部出張所などに用意しているほか、村ホームページからもダウンロードできます。

●対象者の決定など

①応募団体が多数の場合は、緊急の度合いを考慮しながら調整の上決定します。

結果は開催月の五日までに応

募団体に連絡します。

②当該月に対象にならなかった団体などで引き続き参加を希望する団体については、翌月以降に日程を調整します。

または別の懇談方法を提示し、希望された場合は日程調整し連絡します。

●問い合わせ

広報情報課(内線320、326)

なお村に対する意見・要望などがありましたら、ホームページ「ご意見・ご要望コーナー」や電話、声の箱、お手紙などの方法もありますのでご利用ください。

介護予防事業従事者を募集

村の介護予防事業に従事する保健師か看護師などを募集します。

- 募集人数 1人
- 募集職種・資格

保健師か看護師、介護支援専門員のいずれか一つ以上の資格を有する人で、普通自動車運転免許をお持ちで通勤可能な人。

なお、社会保険・雇用保険に加入していただきます。

- 業務内容 主に介護予防マネジメントに従事(業務未経験者でも可)

- 勤務時間 週30時間(土、日、祝日は原則として休み)

- 雇用期間 平成22年3月31日まで

※以後も雇用期間を更新して継続雇用の予定。

●賃金

保健師(1時間1,185円)、看護師(1時間1,080円)
※職種の経験年数により上記の額より高くなる場合があります。また、通勤距離に応じて通勤割増を加算します。

●申し込み・問い合わせ

申込用紙に必要事項を記入し、4月24日(金)までに高齢者支援課(内線134)に提出してください。

お産を迎える皆さんへ マタニティクラブ開催

▶日時・内容（2回で1コース）

①5月12日（火）午前10時～午後0時
20分（午前9時45分～午前10時受け付け）、妊娠期からの食事ガイド（栄養士のお話）とぶくちゃん広場

②5月19日（火）午後1時半～午後3時50分（午後1時15分～午後1時半受け付け）、妊娠中からのおっぱいケア（助産師のお話）とぶくちゃん広場

※ぶくちゃん広場では保育士が絵本の読み聞かせや簡単なおもちゃ作りなどを行います。1回目では離乳食の試食があります。

▶場 所

南巣子保育園子育て支援センター（南巣子保育園）

▶対 象

妊婦（お子さん連れの場合は申し込みの際にお話ください）

▶持ち物 母子健康手帳

▶申し込み・問い合わせ

5月8日（金）までに、健康推進課（内線145）に申し込みください。

花きセンターまつりを 県立農業大学校で開催

岩手県立農業大学校で「春の花きセンターまつり」を開催します。まつりでは新品种の紹介や花の即売も行います。

▶日 時 4月25日（土）

午前10時～午後4時

▶場 所

岩手県立農業大学校 花きセンター（金ヶ崎町六原頭無2-1）

▶内 容

- ・花き栽培状況の公開
- ・洋らん講座
- ・花壇苗・鉢花・切花の販売
- ・花づくり相談コーナーなど

▶問い合わせ

詳しくは、岩手県立農業大学校花き研

村内の景気対策のため、共通商品券を発行します 10,000円で11,000円分の買い物ができます

滝沢村商工会では、村内の景気対策として、販売価格に対して10%を加算した共通商品券を発行します。この商品券は、この事業に登録した村内のスーパーやコンビニ、理髪業、歯科医師などの商店や事業所で利用できます。

なお、商品券は現金と同様に使用できますが、お釣りは支払われませんのでご注意ください。

●商品券の内容

商品券の種類は500円券22枚綴り（11,000円分）を1セットとして10,000円で販売。8,000セット販売します。

●購入できる人

原則として村民か村内の事業所に勤務している人、村内の大学の学生

●購入制限

1人3セット（3万円）までの購入になります。



商品券は500円券22枚綴り（11,000円分）で、10,000円で販売します

●販売日時 4月25日（土）

午前9時～午後4時

●販売場所

- ・次の7カ所で販売します。
- ・小岩井地区コミュニティセンター
- ・土日ジャンボ市
- ・役場1Fロビー
- ・ふるさと交流館
- ・勤労青少年ホーム
- ・東部体育館
- ・北部コミュニティセンター

※販売日当日完売しないときは、4月27日（月）から滝沢村商工会で販売します。販売時間は午前9時～午後5時で、日曜・祝祭日は除きます。

●商品券の利用期限 9月30日（水）

●問い合わせ

滝沢村商工会（☎684-6123）

修科（☎0197-43-2107）にお問い合わせください。

埋蔵文化財センターの 入館料を改定しました

滝沢村埋蔵文化財センターは、埋蔵文化財の発掘調査と保存、研究などを目的とした室内整理、出土遺物の収蔵と展示公開などのために、平成12年4月にオープンしました。展示室には、村内の発掘調査で出土した多数の遺物を各時代別に展示しています。

このセンターの入館料を4月1日から改定しました。

▶4月からの入館料

- ・一般個人200円（従来は250円）

・20人以上の団体は1人につき100円（従来は120円）

※乳幼児、小・中学校や高等学校の児童生徒は無料。また、暖房や冷房を使用する期間も同じ金額で入館できます。

▶場 所

滝沢村滝沢字湯舟沢327番地13

▶開館時間 午前9時～午後4時半

▶休館日

祝日などを除く毎週月曜日と年末年始（12月29日～1月3日）

▶問い合わせ

詳しくは、滝沢村埋蔵文化財センター（☎694-9001）にお問い合わせください。

グラウンド・ゴルフの 初心者教室参加者募集

▶主 催 （財）滝沢村体育協会
村グラウンド・ゴルフ協会

▶日 時 5月9日（土）
午前9時～正午

▶場 所 村総合公園体育館脇

▶対 象 村内にお住まいの人
※用具の無い人は、協会準備します。

▶申し込み・問い合わせ

詳しくは、滝沢村グラウンド・ゴルフ協会事務局・山屋（☎688-1967）にお問い合わせください。また、同協会では会員も募集しています。

緑の募金運動にご協力ください

5月31日まで平成21年緑の募金を実施しています。

緑の募金は、緑豊かな環境づくりを目指して実施され、PTA活動や自治会活動への苗木配布など村内の緑化推進に使われています。

この運動は、皆さん一人一人の優しさや温かい思いやりの気持ちに支えられています。どうぞ運動の趣旨を理解していただき、皆さんのぬくもりあふれる支援と協力をよろしくお願いします。

◎平成20年緑の募金実績は1,458,527円でした。ご協力ありがとうございました。

◎平成20年緑の募金の主な用途は、環境緑化木配布や植樹用苗木配布に820,613円、県緑化推進委員会へ656,337円、その他となりました。

●問い合わせ（社）岩手県緑化推進委員会滝沢支部（村農林課内 内線256）

ごみ集積所からの、 資源ごみ収集行為、 7月1日から、 罰則が強化されます

ごみ集積所から資源ごみを収集する行為に対する罰則が強化されます。金属などのリサイクルは、地球環境のためにもとても有効な手段ですが、ごみ集積所から資源ごみを収集することは、村の条例で平成19年3月から禁止されています。

ことしの7月1日からは、禁止命令の違反の罰則が強化されます。

また、ごみ集積所に村が収集するごみ以外の物を置くこともできなくなりますので、資源ごみの収集や貯蔵は、戸別回収やストックヤードをお願いします。

●資源ごみ

空き缶、古紙、リターナブルびん、金属くずなど

●罰則の流れ

違反の発見⇒禁止命令⇒再違反⇒逮捕、起訴、裁判

●問い合わせ

環境課 (内線 273 ~ 275)

農業機械の点検・確認・事故防止

急ぐより 家族の笑顔を大切に 想う心で ゆとりの仕事

4月15日(水)から6月15日(月)まで、春の農作業安全月間です。農作業事故はいつ起こるか分かりません。農業機械に係る整備・点検や安全フレームの装着など、農業機械の取り扱いや服装には十分に注意しましょう。

また、無理な作業にならないように休養を取り、十分な健康管理に努め、農作業事故防止に努めましょう。

●問い合わせ 農林課 (内線 256)

こころの健康相談開催 専門の医師が応じます

不安な気持ちが続き朝の目覚めが悪い、気になることが頭からはなれない、酒害など心の悩みについて、どうしたらいいか困っていませんか。

本人や家族などを対象に、精神科医師が個別に相談に応じます。秘密は守られますので、ひとりで悩まないで早めに相談しませんか。

▶日時 5月20日(水)
午後1時半～

▶場所 村老人福祉センター(役場の後)

▶費用 無料

▶申し込み・問い合わせ

予約制ですので、5月15日(金)までに健康推進課(内線143)に申し込みください。(先着順)

赤ちゃんを迎える準備 両親学級を開催します

▶日時 5月31日(日)
午前10時～午後1時

※午前9時半～午前9時45分受け付け

▶場所 滝沢ふるさと交流館

▶対象 妊婦とパートナー(家族も歓迎)

▶定員 15組(先着順)

▶内容 助産師の話、沐浴実習、赤ちゃんのお世話体験、妊婦体験

▶持ち物 母子健康手帳、パパ子育て手帳

▶申し込み・問い合わせ

5月25日(月)までに、健康推進課母子保健担当(内線146)に申し込みください。

農作業労賃標準額をお知らせします

本年度の農作業労賃標準額を設定しました。「頼む人」「頼まれる人」お互いに理解し合い、どちらも安定した農業経営ができるように協力してください。この標準額表にない作業については、当事者間の話し合いで決めてください。

●問い合わせ 農業委員会(内線212)

◎人力の部(臨時雇)

この標準額は1日8時間(実働)の賃金で、いずれも賄いなしの賃金です。

作業種別	標準額	時間給	超過時間給	
水田および畑作業	6,000円	750円	940円	
畑軽作業	5,500円	690円	860円	
果樹園作業	せん定	8,200円	1,020円	1,280円
薬剤散布オペレーター	9,700円	1,210円	1,510円	
その他一般作業	5,500円	690円	860円	

◎機械の部

この標準額は、乾田、整型地を標準としています。湿田、不整型、分散など農地の条件によっては、多少異なります。

作業種別	単位	標準額	内消費税額	備考	
トラクター 耕運機	たい肥散布	10a	2,000円	95円	稲作農家が対象
	耕起	〃	4,300円	204円	
	代かき	〃	5,000円	238円	
田植機		10a	5,600円	266円	植え付けのみ
	苗1箱		700円	33円	中苗
	〃		650円	30円	稚苗

◎機械の部

作業種別	単位	標準額	内消費税額	備考	
バインダー	10a	7,000円	333円	結束ひも付き	
ハーベスター	〃	7,500円	357円		
コンバイン	カッター	〃	16,000円	761円	もみ運搬は2,000円
	結束	〃	19,000円	904円	結束ひも付き もみ運搬は2,000円
	麦	〃	12,500円	595円	
乾燥機	30kg	290円	13円	水分18%以下	
	〃	450円	21円	水分20%以下	
	〃	600円	28円	水分20%超	
もみすり	〃	270円	12円		
くろ塗り(片側)	1m	50円	2円	超低速作業	
飼料畑作業	ボトムブラウ(20~22)×1	10a	2,800円	133円	平地耕
	デスクハロー	〃	2,100円	100円	3回がけ
	デスクモア	〃	1,900円	90円	
	コーンハーベスター	〃	12,100円	576円	
	ブロードキャスター	〃	600円	28円	
	コンパクトベラー	1個	200円	9円	
	ロールベラー	〃	1,100円	52円	120cm×140cm
ベールラッパー	〃	600円	28円	フィルムおよびフロントローダー除く	
大豆畑作業	種まき	10a	3,000円	142円	種子代含まず
	刈り取り	〃	10,000円	476円	
	乾燥・調整	30kg	900円	42円	

不用品あっせんコーナー

このコーナーでは、皆さんのご家庭で不用になったものを無料で提供していただき、必要とする皆さんに再利用していただいています。不用品の提供を希望される場合は環境課まで連絡ください。

なお交渉や品物の受け渡しは当事者同士で行っていただきます。

【対象物品】衣類、家電製品など、その他（破損などがなく、十分使用に耐えうるものであること）※ベット、自動車、バイク、食品、衛生用品は除きます。

●問い合わせ 環境課(内線 275)

5月12日は看護の日 記念行事を開催します

「看護の日」は、ナイチンゲールの誕生日にちなみ5月12日に制定されています。

「届けよう 伝えよう 看護のこころ」をメインテーマに「看護の日」記念つどいを開催します。

●開催日 5月9日(土)

●内容・時間・場所

◎記念行事(午後1時～午後4時、アイーナ いわて県民情報交流センター)～工藤美枝子さん(本田美奈子さんの母)による講演「生きるために生きる～娘・本田美奈子、闘病からのメッセージ」、盛岡フルート・オカリナ・アカデミーの中島誠一さんによるミニコンサート「フルート・オカリナによる愛の歌」など

◎県民プラザ催事(午前11時～午後4時、アイーナ県民プラザ)～保健師・助産師・看護師による骨密度測定から健康相談まで

◎アイーナホール・ロビーでは看護実践場面の紹介(写真展)が行われます。

●問い合わせ

詳しくは、岩手県看護協会(☎662-8213)に問い合わせください。

多重債務者弁護士無料相談

多重債務者を対象にした弁護士による無料相談を実施します。(相談時間一人約40分)

●開催日時

5月14日(木)、5月28日(木)、6月10日(水)、6月24日(水)、7月8日(水)、7月22日(水)、時間はいずれも午前10時～午後3時

●会場 岩手県立県民生活センター

●申し込み・問い合わせ

予約制ですので、事前に岩手県立県民生活センター(☎624-2209)に申し込みください。

携帯用サイトに簡単アクセス!

こちらのQRコードから、滝沢村の携帯用ウェブサイトにアクセスできます。



国民健康保険一口メモ

入院時の食事代に軽減制度があります

国民健康保険(国保)に加入している人が入院した場合、入院中の食事代(入院時食事療養費)は、一部(標準負担額)を自己負担していただき、残りを国保が負担します。

住民税非課税世帯は、自己負担額が軽減されますが、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が「標準負担額減額認定証」が必要になりますので、保険年金課で交付を受けて医療機関に提示してください。

なお、いずれも自動更新にはなりませんので、有効期限が切れた場合は手続きが必要です。

70歳未満で住民税非課税世帯の人は

1食当たり260円の自己負担額が210円に軽減されます。保険年金課で「標準負担額減額認定証」の交付を受けてください。

また、過去1年間の入院日数が90日を超えた人は、1食当たり210円の自己負担額が160円に軽減されます。入院日数が確認できる書類(医療機関の領収書など)を持参し、保険年金課で「標準負担額減額認定証」の「長期該当欄」に証

明を受けてください。

70歳以上で低所得者世帯の人は

低所得Ⅱと低所得Ⅰの区分によって自己負担額が異なります。

低所得Ⅱは、加入世帯員と擬制世帯主とも住民税非課税の場合です。

低所得Ⅰは、加入世帯員と擬制世帯主とも住民税非課税で、所得区分ごとに必要経費・控除を差し引いたとき、各所得がいずれも0円の場合です。

1食当たり260円の自己負担額が、低所得Ⅱで210円に、低所得Ⅰで100円に軽減されます。保険年金課で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けてください。

また、低所得Ⅱで、過去1年間の入院日数が90日を超えた人は、1食当たり210円の自己負担額が160円に軽減されます。入院日数が確認できる書類(医療機関の領収書など)を持参し、保険年金課で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の「長期該当欄」に証明を受けてください。

●問い合わせ

保険年金課(内線 127～129)

学生納付特例制度の手続きをお忘れなく

◎対象者

日本国内に住む全ての人は、20歳になったときから国民年金の被保険者になり保険料の納付が義務付けられています。学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

本人の所得が118万円以下の学生が対象で、家族の所得は問いません。

※学生とは、大学(大学院)や短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、一部の海外大学の日本分校に在学する人で、夜間・定時制課程や通信課程(通信は全日制で1年以上在学期間がある場合のみ)に在学する人も含まれます。

◎障がい基礎年金などとの関係

障がいや死亡といった不慮の事態が生じた場合に、学生納付特例制度の承認を受けている期間は、保険料納付済み期間と同様に当該要件の対象期間になりますので、万が一のときにも安心です。

また、老齢基礎年金を受けるためには、原則として保険料の納付済み期間などが25年以上必要ですが、学生納付特例制度の承認を受けた期間は、この25年以

上という老齢基礎年金の受給資格期間に含まれることとなります。

ただし、老齢基礎年金の額の計算対象になる期間には含まれませんので、10年間のうちに保険料を納付(追納)することをお勧めします。

◎手続き方法

役場窓口で印鑑、年金手帳、学生であることを証明する書類(在学証明書か学生証)を持参し手続きしてください。(申請書は村で用意します)

なお、昨年度に引き続き申請(継続)する場合、学生証などの添付が省略できる場合があります。

◎手続きは毎年必要です

4月から新年度分の申請を受け付けています。申請が遅れると申請日前に生じた不慮の事故や病気による障がいについて、障がい基礎年金を受給できない場合がありますので早めに手続きしてください。

●問い合わせ

・盛岡社会保険事務所(☎623-6211)

・村保険年金課(内線 148)

